

兵庫県公報

令和7年5月9日 金曜日 第615号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示	ページ
○ 家畜人工授精師養成講習会の開催（畜産課）	1
公 告	
○ 随意契約の相手方等の公示（デジタル改革課）	2
兵庫県内水面漁場管理委員会公告	
○ 漁業法に基づく指示	2

告 示

兵庫県告示第405号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項に規定する家畜人工授精師養成講習会を次のとおり開催する。

令和7年5月9日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 講習会に係る家畜の種類
牛
- 2 開催期日
令和7年7月7日（月）から同年8月7日（木）まで
- 3 開催場所
県立農林水産技術総合センター 農業大学校（加西市常吉町1256―4）
- 4 講習会の別
家畜人工授精に関する講習会
- 5 受講対象者
家畜人工授精師の免許を取得しようとする者
おおむね30名
※定員を上回る希望があった場合は、以下の優先順位で選抜し、抽選により受講者を決定する。
ア 県立農業大学校在学学生
イ 県内での家畜人工授精業務従事予定者
ウ アイ以外の県内在住者
エ イ以外の県外在住者
- 6 受講科目
 - (1) 学科
 - ア 一般科目
 - (イ) 畜産概論
 - (ロ) 家畜の栄養
 - (ハ) 家畜の飼養管理
 - (ニ) 家畜の育種
 - (ホ) 関係法規
 - イ 専門科目
 - (イ) 生殖器解剖
 - (ロ) 繁殖生理
 - (ハ) 精子生理

- (イ) 種付けの理論
- (ロ) 家畜人工授精及び家畜人工授精用精液の保存
- (2) 実習
 - ア 家畜の飼養管理
 - イ 家畜の審査
 - ウ 生殖器解剖
 - エ 発情鑑定
 - オ 精液精子検査法
 - カ 家畜人工授精及び家畜人工授精用精液の保存

7 受講手続

受講希望者は、所定の受講願書及び履歴書（最寄りの家畜保健衛生所において交付、家畜保健衛生所ホームページからも取得可能）を、県内在住者は最寄りの家畜保健衛生所、県外在住者は農林水産部畜産課へ郵送又は持参すること。

8 受講手数料

20,000円額の兵庫県収入証紙を受講願書に添付、又はその金額を電子納付サービスにより納付すること。

9 受講願書の提出期限

令和7年5月30日（金）必着

10 その他

天災等やむを得ない事由によっては、標記講習会を中止する可能性がある。

開催期間中に中止となった場合は、収受した受講手数料は返却しない。

公 告

随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和7年5月9日

契約担当者

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

- 1 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量
統合宛名管理システム運用等業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県企画部デジタル改革課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和7年4月1日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所
株式会社システム・エージ 伊丹市御願塚3丁目1番18号
- 5 随意契約に係る契約金額
41,250,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
政府調達に関する協定第13条第1項(b)による。

兵庫県内水面漁場管理委員会公告

漁業法に基づく指示

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、但馬海区におけるべにずわいがにかご漁業について、次のとおり指示する。

令和7年5月9日

但馬海区漁業調整委員会

会長 川 越 一 男

1 指示番号

但馬海区漁業調整委員会指示第85号

2 指示事項

北緯37度30分10秒以南、東経133度59分50秒以東の兵庫県日本海海面においては、令和 7 年 6 月 1 日から同月30日までの間、べにずわいがにかご漁業を営んではならない。

3 指示の有効期間

令和 7 年 6 月 1 日から同月30日まで